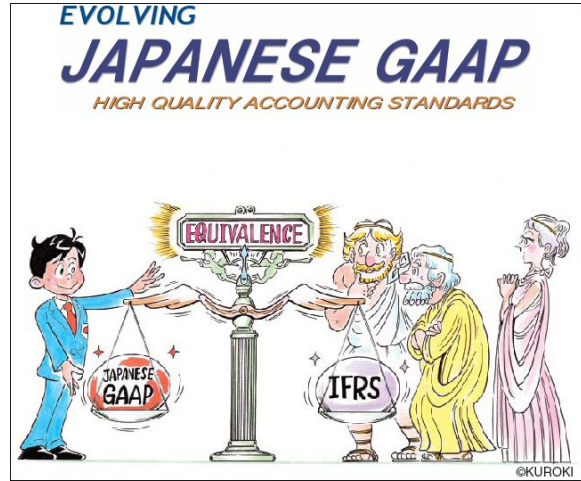




財務局長会議で挨拶する竹中大臣と伊藤副大臣  
(4月27日)  
→P6に関連記事



日本の会計基準についての海外向けパンフレット  
→P3に関連記事

目次

【トピックス】

- 特別検査の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 日本の会計基準のPR用パンフレットの作成について・・・・・・・・・・ 3
- 金融審議会金融分科会特別部会での検討状況について・・・・・・・・・・ 4
- 金融庁における個人情報の保護に関する取組みについて・・・・・・・・・・ 5
- 再保険取引に係る監督強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 財務局長会議の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 竹中大臣の訪欧について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 平成14年度政策評価結果の政策への反映状況の公表について・・・・・・・・・・ 8

【特別企画】金子 晃 公認会計士・監査審査会会長インタビュー・・・・・・・・・・ 9

【金融フロンティア】保険学を研究しておもうこと・・・・・・・・・・ 14

【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 「北陸リレーションシップバンキングシンポジウム」の開催について(北陸財務局)・・・・・・・・・・ 19
- ☆ 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果について・・・・・・・・・・ 21
- ☆ 貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について・・・・・・・・・・ 22
- ☆ **【集中連載】金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について<最終回>**・・・・・・・・・・ 24

【金融ここが聞きたい!】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：貸出債権の流動化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

【お知らせ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

【4月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31



## 【トピックス】

### 特別検査の結果について

#### 1. はじめに

金融庁は、16年3月期を対象として、主要行に対する特別検査を実施し、その結果を取りまとめ、4月27日に公表しました。

#### 2. 特別検査の内容

- (1) 特徴： 今回は、既往対象者について必要に応じ広い範囲でフォローアップを続けるとともに、株価や外部格付などに著しい変化が生じている等新たに検証の必要が生じた大口債務者についても検証対象とすることとし、既往対象者123先、新規対象者10先、計133先の大口債務者を対象としました。なお、今回も、主要行全11行について検査を実施しました。
- (2) 日程： 本年1月27日に主要行全11行に対して一斉に特別検査の実施を予告し、その後順次立入検査を行い、4月23日に全行に対して検査結果を通知しました。
- (3) 検証方法： これまでの特別検査と同様、メイン行において検証を行い、直近の企業業績等をリアルタイムに反映した適正な債務者区分の確保を図りました。その過程において、再建計画を有する債務者については、再建計画検証チームと特別検査班が連携して再建計画の検証を行い、その結果も踏まえて債務者区分を判定しています。

#### 3. 特別検査の結果

今回の特別検査の結果により、以下のような実態が明らかとなったものと考えています。また、これらの結果は16年3月期決算に反映されるものと考えています。

- (1) 今回の特別検査の結果により、主要行の大口債務者について、(i) 企業実態の二極分化が進んでいる、(ii) 主要行の引当水準が相当高くなっている、といった15年9月期の特別検査フォローアップの時点で認められた一般的傾向が、一層明確なものとなってきていることがうかがえます。
- 企業実態の二極分化について、具体的には、事業再生に向けた取組等が進捗しているものと、企業実態の悪化が進んでいるものとの二極分化の進行がより鮮明となっています。
- (i) 再建計画の策定・実施等による債務者の経営の改善（上位遷移した23先や、債務者区分の変更がなかった82先のうち半分以上）、経営が悪化した債務者の早期処理（下位遷移した26先の一部）など、主要行における不良債権処理の進展が見受けられます。
- (ii) 他方、妥当性にかける再建計画や実現可能性の低い再建計画であるため、事業再生や経営実態の改善につながっていないもの（下位遷移した26先のうち(i)以外のものや、債務者区分の変更がなかった82先のうち(i)以外のもの）が見受けられます。
- (iii) 産業別では、4業種（建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業）についても、同様の二極分化が生じており、事業再生の道筋に乗るものも多く見られます。
- (2) また、各行からのヒアリング結果では、主要行全体で見ると、大口債務者に関して、貸倒引当金が手厚くなっている一方、追加的な不良債権処理コストは低下しています（特別検査対象先についての不良債権処分損：15年9月期0.9兆円 → 16年3月期0.4兆円）。
- これは、これまでの資産査定への厳格化に向けた各種施策の成果により引当率が上昇しているなど、不良債権処分の進展を背景として、追加的な不良債権処理コストが少なくなっているものと考えられます。また、その他の要因として、債務者企業の経営実態が改善していることや、新規の不良債権の発生が減っていることなども考えられます。



以上のとおり、総じて金融再生プログラム等による構造改革の成果が着実に現れています。同時に、不良債権処理や産業再生が停滞している分野も、一部ではありますが、残っています。金融庁としては、こうした実態を踏まえ、今後とも、金融システムの更なる健全化を推進していくこととしています。

(注) 債務者区分の遷移状況は 15 年 9 月期決算ベースの債務者区分と今回の特別検査の結果とを比較したものです。

※ 特別検査の結果について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「特別検査の結果について」](#)(平成 16 年 4 月 27 日) にアクセスしてください。

## 日本の会計基準のPR用パンフレットの作成について

### 1. 英文パンフレットの作成

#### (1) 作成の背景

2005 年から EU 域内の上場企業の連結財務諸表において国際財務報告基準 (IFRS) の適用が義務付けられる中で、日本を含む EU 域外企業の会計基準の取扱いについて関心が寄せられています。日本の会計基準が認められるか否かについては、日本基準が IFRS と同等 (equivalent) であることが求められていますが、EU 諸国等において、日本基準自体の認知度が低いという指摘もあり、今般、金融庁が中心となり、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会等の関係者と協力して、日本基準をアピールするための英文パンフレットの作成を行いました。

#### (2) パンフレットの構成

パンフレットは大きく分けて、3 部から構成されています。

##### i. 表紙

日本の基準が IFRS と同等の基準であることを表現するために、天秤の上で両基準が釣り合っているイラストの表紙からこのパンフレットは始まります。

##### ii. 日本の市場における影響力

表紙を 1 枚めくると、東京市場が世界で第二位の市場 (ちなみに第一位はニューヨーク市場) であること、欧州の市場において日本の証券発行者は重要な役割を果たしていること、欧州主要市場における、株式・債券の上場数等を、グラフや図を用いてわかりやすく説明しています。

##### iii. 日本の会計、監査及び開示の制度の紹介

視覚的な説明の後は、今回、作成した英文パンフレットのメインとも言える日本の会計基準等の説明です。今回は、背景にも記載しましたが、日本の会計基準が IFRS と同等であるかという点が焦点となっているために、わかりやすい比較表を用いて、日本基準、IFRS、米国基準の 3 つの基準間での会計基準の主要項目の比較をすると共に、日本の会計、監査及び開示の制度について簡潔に紹介することを試みたものです。ここでの、主なポイントは以下のとおりです。

- ・ 日本の会計基準が IFRS、米国基準と同質かつ整合的である。
- ・ 会計基準の収斂 (コンバージェンス) は重要な目標であり継続的な努力がなされている。
- ・ 日本の証券発行者は EU 市場において重要な役割を果たしている。



- ・ 日本の会計基準に従って作成された財務諸表は、EU市場における投資家及び日本市場における外国の投資家によって幅広く受け入れられている。
- ・ EU市場及び日本の証券発行者の双方にとって、日本の会計基準に従って作成された財務諸表の継続的な使用は有益である。

### (3) 英文パンフレットの活用

今般、作成された英文パンフレットは、金融庁を始め関係諸機関より、国際的な会議等様々な機会を通じて幅広く配布することにより、日本の会計基準について、海外の関係者の理解が深まることを期待しております。また、同時に、会計に精通していない方に対しても、少しでも日本の会計基準について知ってもらう、興味を持ってもらうために、イラストやグラフ、比較表などを用いて、わかりやすさに主眼を置いたことも今回のパンフレットの特徴になっています。

読者の皆様の中で、まだ、目にされていない方は、金融庁のホームページからもアクセスできますので、「報道発表など」の[「日本の会計基準のPR用パンフレットの作成について」\(平成16年4月19日\)](#)から是非一度ご覧いただければと思います。

## 金融審議会金融分科会特別部会での検討状況について

金融分野における個人情報保護のあり方については、平成13年3月より、金融審議会金融分科会特別部会等において審議を行ってきたところですが、平成13年10月以降、金融分野を含む包括的な個人情報保護の基本法制である「個人情報の保護に関する法律案」(以下、基本法)の国会審議の状況等を注視してきました。

昨年(平成15年)、基本法及び関係政令が成立したことなどから、本年(平成16年)1月20日(火)に、金融審議会金融分科会特別部会と産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会の合同会議(以下、合同会議)を開催し、審議を再開したところです。

更に、4月2日(金)に政府全体としての「個人情報の保護に関する基本方針」(以下、基本方針)が閣議決定されたことなどを踏まえ、4月26日(月)に合同会議を開催し、「個人情報の保護に関する基本方針の説明」「信用分野における個人情報の取扱の現状等」(事業者ヒヤリング)を行い、5月19日(水)に金融審議会金融分科会特別部会を開催し、「金融分野における個人情報の取扱の現状等」(事業者ヒヤリング)を行いました。

今後とも基本法の全面施行(平成17年4月)に向けた取組み等を踏まえ、基本法に加えた追加的な措置の必要性等について、更に検討を進めていく予定です。

※ 本会合の資料等、詳しくは金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「資料等」に入り、「特別部会」の[「第8回平成16年4月26日 資料」](#)及び[「第9回平成16年5月19日 資料」](#)にアクセスしてください。

※ 金融庁における個人情報の保護に関する取組みについては、次項をご覧ください。





## 金融庁における個人情報の保護に関する取組みについて

平成 15 年 5 月に成立した「個人情報の保護に関する法律」（平成 17 年 4 月全面施行。以下、「基本法」）に基づき、平成 16 年 4 月 2 日（金）に政府としての「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定されました。

また、近時、民間における個人情報の漏洩事件が多数発生していることに鑑み、平成 16 年 3 月 12 日（金）に開催された政府の IT 関係省庁連絡会議幹事会において、各省庁の所管の業界等に対して個人情報の情報管理を改めて徹底するとともに、個人情報の漏洩の事実を把握した場合には直ちに所管省庁に報告するよう要請することとされました（[別紙をご参照ください](#)）。

このような状況を踏まえ、金融庁としての個人情報の保護に対する現在の取組みをまとめ、平成 16 年 4 月 14 日、以下のようにホームページにて公表しました。

- ・ 金融庁所管の業界団体、公益法人等に対し、個人情報の情報管理の再徹底等を要請しました。
- ・ 金融庁内において、個人情報の情報管理を徹底するとともに、個人情報保護の推進について密接な連絡・情報交換・協議などを行うため、個人情報安全管理連絡会議を設置しました。更に、この会議の下、民間金融機関・公益法人等を所管する各局の担当課室長等を個人情報安全管理責任者として位置付けることとしました。

なお、漏洩事案が発生した場合の具体的な報告については、金融庁・財務局等のそれぞれ所管の担当部局において受け付けることとしています。

また、金融分野の個人情報保護のあり方については、現在金融審議会金融分科会特別部会等で検討を行っており、更に検討を進めてまいります（前項をご参照ください）。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「金融庁における個人情報の保護に関する取組みについて」（平成 16 年 4 月 14 日発表）](#)にアクセスしてください。

## 再保険取引に係る監督強化について

金融庁では、保険会社の再保険取引に係る監督を強化するため、関係府令等の改正を実施しました（保険業法施行規則（平成 16 年 5 月 11 日付内閣府令第 48 号）、[事務ガイドライン（平成 16 年 4 月 26 日付）](#)）。主な監督強化策の内容については以下のとおりです。

### 1. 強化策の内容

#### (1) 開示の充実

- イ 再保険の方針、出再・受再の成績（受再正味保険料及び支払再保険料、受再正味保険金及び回収再保険金）について、開示を義務づけました。
- ロ 保険会社の貸借対照表及び損益計算書では、責任準備金及び支払備金並びにこれらの繰入・戻入について、再保険を付した部分に相当する責任準備金及び支払備金を控除した後のネットベースでの計上が行われておりますが、これについて、グロスベースの計数をも併せて注記することを義務づけました。

#### (2) 経理処理の明確化

保険契約を再保険料または再保険金の額が事後的に調整される再保険契約に付した場合、再



保険料の追加支払等が確定した段階で、これに相当する金額（金額が合理的に見積もられる場合に、所要の引当を行うことを含む）を負債計上すること等を明確化しました。

(3) リスク管理の徹底

損害保険会社における自律的なリスク管理体制の整備を促すよう、引き受けるリスクの保有限度や出再先の健全性、一再保険者への集中の管理等についての方針を盛り込んだ再保険政策を取締役会等において策定するとともに、それに沿った運用を確保するための体制がとられるべきこと等を明確化しました。

(4) モニタリングの強化

損害保険会社による再保険の状況については、年1回、定期的に報告を徴求することとします。

2. 適用時期

(1) については、平成16年4月1日以降に開始する事業年度に係る書類について適用することとします。ただし、(1)の口の損益計算書に係る注記については、平成17年4月1日以降に開始する事業年度に係る書類について適用することとします。

## 財務局長会議の開催について

金融庁は、4月27日、本事務年度(平成15年7月～平成16年6月)第4回目の財務局長会議を開催しました。会議においては、高木長官の挨拶及び金子公認会計士・監査審査会会長の挨拶、当庁各局及び証券取引等監視委員会事務局からの業務説明、竹中大臣及び伊藤副大臣からの挨拶後、大臣・副大臣はじめ当庁幹部と財務局長等との意見交換を行いました。

大臣挨拶の概要は、「最近の経済情勢は、企業の収益に改善の動きが広がっており、設備投資の増加等、いわゆる広がりというのが一つのキーワードになっている。その効果を日本経済の隅々にまで浸透するように、更にしっかりと構造改革をしなければならない。こうした状況の中で、金融庁は、主要行に関しては、金融再生プログラムをしっかりとやっていく。中小・地域の金融機関に関しては、リレーションシップバンキングの取組を強めていく。それに関連して、去る4月2日に、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の案をとりまとめ、パブリックコメントに付した。監督指針は、様々な観点を取り入れ、多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立するということを目指している。各財務局においては、こうした監督を実施していくことで、リレーションシップバンキングの機能を図っていただきたい。また、監督指針には、行政指導を行う際の留意点等も規定している。一層の透明・公正な行政の推進に努めていただきたい。なお、各財務局においては、商工会議所等の経営相談員等にモニタリングを行っていただいているが、このような機会を通じて、そこで得られた情報等を機能強化計画のフォローアップに活用するなど、地域の金融の円滑化に向けた取組を是非お願いしたい。17年4月からのペイオフ解禁拡大も大変重要な問題である。総理は、国会の審議の中で予定通り実施するというふうに明言しておられる。そうした中で、環境整備を図っていくことが重要であり、各財務局においては、管内財務事務所を指導し、預金保険制度に係る広報の対象者を更に広げ、色々な形での説明や情報を提供するよう、引き続きご尽力をお願いしたい。」というものでした。

副大臣挨拶の概要は、「去る2月26日に改訂を行った「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」は、多くの評価をいただいている一方で、「絵に描いた餅にならないように」との指摘もなされている。今後、改訂された別冊が検査の現場で適切に運用されることが重要であり、このためにも、各財務局とも連携しながら、検査官に対する研修や金融機関に対する一層の周知徹底に引き続き取り組んで参りたい。更に、マニュアル別冊については、借り手サイドが少なくともその存在を知っているという事は、金融機関との融資交渉の際の一助になるとともに、金融機関が顧客に対して適切に説明を行う



後押しになるものと考えている。今般の改訂を機に、別冊の普及、加えて別冊の理解の前提となる金融検査そのものに対しても、色々な場を通じて、借り手サイドを含め一般の方々の理解が得られるよう努めて参りたいので、各財務局においては、引き続きご協力をお願いしたい。第2に、情報セキュリティ対策に関し、最近、民間における個人情報の漏洩事件が多数発生していることに鑑み、金融庁では、3月16日以降、所管の業界団体などに対し個人情報の情報管理の周知徹底を求めている。更に、「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定されたことを踏まえ、庁内に「個人情報安全管理連絡会議」を設置するなどの体制を整備した。また、個人情報等の漏洩については、地方支分部局等の国の機関において多数発生していることを踏まえ、金融庁は、各財務局に対し、情報セキュリティ対策の徹底に関する事務連絡を発出している。各財務局においては、自らの業務運営はもとより、所管金融機関においても厳格な情報管理が行われるよう、対処をお願いしたい。第3に、銀行・証券の連携促進を図るとともに、銀行の付随業務の明確化を図るなどの観点から、事務ガイドラインの改正を行っている。まず、市場誘導業務については、証券会社等の事務ガイドラインにおいて、銀行が市場誘導業務を行うことは証券取引法第65条に抵触しないことを明確化するとともに、預金取扱金融機関の事務ガイドラインにおいて「その他の付随業務」に該当することを明確化した。また、個人の財産形成に関する相談に応じる業務及び電子マネーやオフラインデビットの発行に係る業務についても「その他の付随業務」に該当することを明確化した。各財務局においては、事務ガイドラインの改正趣旨を踏まえ、管内金融機関への周知徹底に取り組んでいただきたい。」というものでした。

竹中大臣、伊藤副大臣はじめ当庁幹部と財務局長との意見交換においては、「地域再生への財務局等の取組」についての財務局長からの報告及びそれについての意見交換が行われました。

## 竹中大臣の訪欧について

竹中大臣は5月1日～5日にかけて、イタリアとイギリスを訪問し、両国の要人と会談するとともに、イタリアにおいて、地域経済の活性化事例を視察しました。

イタリアでは、カルディ ポステ・イタリアーネ会長及びガスパッリ通信大臣と会談し、イタリアで進められてきた郵便・郵便貯金事業の株式会社化についての経験について先方より説明を受けるとともに、現在、我が国が取り組んでいる郵政改革についての意見交換を行いました。

また、イタリアにおいては、地域経済の活性化に向けた都市及び中山間地域の取組みをそれぞれ視察しました。

イギリスでは、キング中央銀行総裁と両国のマクロ経済の現状及び金融政策等について、また、マッカーシー金融サービス機構長官との間において、両国の金融セクターの現状及びそれぞれが取り組んでいる各種施策等について意見交換を行いました。

今回の訪問は、郵政事業民営化、マクロ経済政策運営、金融セクター改革といった分野における経験を聴取し、かつ、我が国の進める構造改革に対する両国の理解を得ることができたという点において、非常に有意義なものとなりました。今後は、こうした今回の成果も踏まえつつ、現在小泉内閣で進めている構造改革を更に進めていくこととしています。



## 平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況の公表について

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政の実現が求められています。こうしたことから、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」においては、政策評価の結果の政策への反映状況について公表することとしています。

金融庁においては、先般、上記法律を踏まえ、平成 15 年 8 月に公表した評価結果（注）に対する当庁の実績を報告する「平成 14 年度政策評価の結果の政策への反映状況」を取りまとめ、公表しました。

（注）14 年度実績評価書（評価対象期間：平成 14 年 7 月～15 年 6 月）及び 15 年度事業評価書（対象事業：16 年度概算要求に係る新規・拡充事業）

なお、上記報告書には、評価結果を踏まえて、どのように政策の改善・見直し等を行うこととしたのか、その方針を説明するとともに、当該方針に沿って実施した具体的な措置内容を例示しています。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について](#)（平成 16 年 4 月 23 日）にアクセスしてください。





## 【特別企画】

### 金子晃 公認会計士・監査審査会会長インタビュー

昨年5月の公認会計士法により、従来の公認会計士審査会の機能・体制を充実・強化することとされ、これを受けて、平成16年4月1日に公認会計士・監査審査会が発足いたしました。

そこでアクセスFSAでは、公認会計士・監査審査会の金子会長に対するインタビューを行い、公認会計士・監査審査会の業務の内容や企業の財務情報の信頼性の確保に向けた役割、そして今後の展望など幅広いお話を伺いましたので、その概要を以下のとおりお届けいたします。

(注) インタビューは平成16年5月13日に実施しました。

※ 昨年5月の公認会計士法改正について、詳しくはアクセスFSA第11号の[公認会計士法改正特集](#)にアクセスしてください。



金子晃 公認会計士・監査審査会会長

〔 慶應義塾大学法学部教授、会計検査院長などを歴任し、平成16年4月から現職。 〕

— 公認会計士・監査審査会が本年4月に発足し、約1カ月余り過ぎましたけれども、改めて審査会の業務内容についてお教えてください。

「最初に、公認会計士・監査審査会の役割についてご説明をし、その後に具体的な業務内容、そして最後に性格についてお話をしたいと思います。

まず、役割ですけれども、現在、企業或いは経済に関わる組織の財務情報の公正性、信頼性が社会的に非常に強く求められていると思います。そしてまた、この公正性、信頼性に疑いを抱くような事態も世界的に発生しています。こうした状況を前提にして、今回、公認会計士法の改正がなされたと認識しております。したがって、この公認会計士・監査審査会の役割は、公認会計士監査の公正性、信頼性を高め、その結果として、企業の財務

情報の信頼性ひいては日本経済の信頼性を高めていくことと考えています。

次に、今申し上げた役割を果たすために我々に具体的にどういう仕事を与えられたかと言いますと、日本公認会計士協会が行っております監査の質を管理するレビュー、通常「品質管理レビュー」という言葉で言われているわけですが、それを我々がモニタリングするという仕事新たに与えられました。またこのモニタリングの実効性を確保するために、日本公認会計士協会、監査事務所及び被監査会社等に立入検査をする権限が我々に付与されました。

こうした仕事の他に、我々の前身の公認会計士審査会が行っておりました、公認会計士試験の実施も業務の一つになっております。それから、これも我々の前身の公認会計士審査会が行っておりました、公認会計士等の不適切な行為に対する懲戒処分等の調査審議を行うことも我々の仕事の一つとなっております。

最後に、我々公認会計士・監査審査会の性格ですが、公認会計士法で定められている規定等を総合的に評価しますと、我々の組織は、公認会計士及び監査法人を「取り締まる」ということではなく、モニタリングを通じて公認会計士の監査の信頼性及び公正性を確保する「支援活動を行う」ものです。そういう意味では国の機関が行う公共サービスの一つとして、公認会計士及び監査法人の監査業務の後方支援をしていくという性格の組織であると理解しております。

よくこういった組織ができますと、「取り締まってくれるのだろう」とか「個別案件について、対応してくれるのだろう」と過剰な期待がされるわけですが、むしろ我々はそうい



う個別案件に対する対応というよりは、もっとマクロ的な形で根本的な所に関与して、品質管理レビューの基盤を適正化することを通じて、監査業務の本来のあり方を確立していく性格の組織であると思っております。」

— 今、主要な業務の一つとして「品質管理レビュー」のモニタリングというお話がございましたが、中々一般の方には馴染みの薄い言葉だと思います。具体的にどのように行うのか、また、その目的・意義についてお話をください。

「業界用語で「品質管理レビュー」という言葉が使われていて、一般にはなかなかイメージが湧き難いのではないかという気がします。それは公認会計士が提供しているものは、「商品」ではなくて「サービス」であるわけですが、そこで「品質」と「レビュー」という聞きなれない言葉を使うために理解が難しくなっているのではないかと思うのです。更に「モニタリング」という言葉が使われますので一層分かり難しくしていると思います。公認会計士或いは監査法人が提供しているのは監査サービスですが、その「質」を高めることが目的です。そのため、業界が行っているのが「品質管理レビュー」です。日本公認会計士協会は、品質管理レビューにより、監査法人等の行っている監査の「質」が十分に確保されていないということ把握すれば、指導或いは教育を行って、「質」を高める努力をしています。これは、あくまでも日本公認会計士協会が行っている自主規制です。

この日本公認会計士協会によるレビューは、平成 11 年 4 月から導入されておりまして、既に 5 年間実施をされており、実績をあげてきています。そして品質管理レビューでは、監査法人及び会計事務所がどのように監査の質の管理をしているのか、という点と、個々の監査業務の中で監査の質の管理がどのようになされているのか、という二つの側面からレビューをしています。

今回の公認会計士法の改正によって、こうした業界の自主規制を法律の中に取り込んで、それを我々が「モニタリング」して行くことになりました。

この「モニタリング」という言葉も分かり難いのですが、具体的に何をするのかと言いますと、日本公認会計士協会が行っているレビューを、まず我々公認会計士・監査審査会に報告してもらいます。我々は、必要に

じてそのレビューに関する資料を要求します。色々な資料を我々は確保して、そのレビューを分析・調査します。更に分析・調査した結果、実際に監査事務所に行って話を聞いた方がいいと判断をした場合には、そこに行って実際に資料を見せてもらったり、話を聞いたりします。その結果、我々の方で「こういう点を改善してもらいたい」ということが出てきます。それらの場合一方では、協会に対して改善を要請します。他方でそれでは十分に実効性を挙げることができないという場合には、行政上の措置を金融庁長官に勧告をします。以上が「モニタリング」の内容です。」

— 日本公認会計士協会の行うレビューは、審査会に対して定期的に報告がなされるのですか。

「日本公認会計士協会からは、毎年、全体として今年度はどういう計画でどの範囲で実施していくかを報告してもらいます。更に、月 1 回、レビューの報告をしてもらうということになっています。

したがって、協会が今回のレビューでどれだけの監査法人或いは公認会計士事務所のレビューを行うのか、そしてレビューが終わった部分についても報告がなされることになります。初年度である今年は、5 月末くらいに第 1 回目の報告がくることになっておりまして、その後は毎月報告がなされてきます。」

— これまで協会は実施したレビューをまとめた形で公表してこなかったのでしょうか。

「過去 5 年間では、毎年品質管理レビューの実施結果は、概要として協会の機関紙等に活動報告等という形で掲載する等して公表されています。しかし、自主規制という性格もあると思いますが、報告書そのものや個々の具体的内容については公表されておりません。」

— [発足時の記者会見](#)で会長が「社会の変化のニーズと、現在の公認会計士の制度や業務の実態との間に生じる乖離によって、監査をめぐる諸問題が発生しているが、公認会計士・監査審査会が業務を進めていくことによってその溝を埋めていくことが理想の形」という旨のご発言をされておりますが、改めて詳しくお聞かせください。

「私は平成 9 年から 14 年の 4 月まで 5 年間会計検査院にありまして、国の機関の予算執行・業務執行を会計検査という観点から見ても



いました。その社会の変化と国の制度或いはこれは法律制度も含めまして、齟齬と言いますか乖離と言いますか、そういうものを色々見てまいりました。そして会計検査院におりましたときに21世紀を迎えました。その時に21世紀に相応しい国の制度ないしは社会のシステムを作っていないと、この乖離はますます大きくなり様々な社会問題を引き起こしてくる事になるだろうと思いました。そこで国の事業について会計検査によりチェックをすることにより、国の制度の改善をしていこうと努力しました。

今回、公認会計士・監査審査会の会長に任命され、公認会計士制度についても、公認会計士の現実の仕事、それから公認会計士に対する企業及び社会の要請、それに公認会計士監査制度或いは公認会計士法が適切に対応していたのかどうかという問題意識を持ちました。

具体的に言います。公認会計士の行っている監査業務があります。他方、企業のあり方としてももう少しこうした方がいいのではないかとか、こういうような形の経営をすればより社会的に貢献するとか、或いはこうすれば更に利益をあげることができるというような企業に対するコンサルティング業務があります。

ところが、監査業務とコンサルティング業務等の非監査業務を同一の企業に対して同時提供すると、コンサルティング業務の方が監査業務に比べて利益率が大きい場合もあることや、企業の強い要望等によってコンサルティング業務の方にウエイトが移っていく可能性があり、そのために監査業務の方で妥協するといったことになりかねません。企業の色々な要請に応じてしまうといった形で、監査業務の公正性、独立性、信頼性の方が揺らぐという事態が出てきました。それから、同一の公認会計士が長年同一企業の監査業務を担当していますと、しだいに緊張関係が失われ信頼性、独立性、公正性が揺らいでくる事態が現実起こってきています。要するに社会のニーズに公認会計士の方々が適切に対応していくためには、何らかの制度的な対応がないと問題が起きてくる。実際に起きているわけです。要するに社会の変化と制度のミスマッチが生じてきました。

これに対応するために、今回公認会計士法の改正がなされたと思うのです。その一環として、公認会計士・監査審査会も作られ、監査の信頼性、独立性、公正性の確保が我々の役割として与えられました。同時に公認会計士法に定められた色々な公認会計士に対する制度がきちっと

機能しているのかどうか、実現されているかどうか、ということモニタリングを通じて我々が確認していくというのも、我々の仕事だと思います。

それから先程申し上げました、公認会計士試験の問題。今監査業務について非常に社会的な関心が強いし、また需要も強い。それに応えられる公認会計士を今の試験制度が提供しているかと言うと、ここにも問題があります。大学を出て公認会計士になるためにだけ勉強をして試験に合格する。そして監査法人で一定のトレーニングを受けて最終試験をパスして一人前の公認会計士になる。本当にこれらの人達が、社会のニーズに適う形で活動できるのか、と言うとやはり種々ご意見があるところです。その辺が試験制度の改革につながってきたわけです。今回の改正で公認会計士法は制度面では改善されましたが、社会のニーズ或いは変化によって実際に生じてしまった溝は依然として存在しているわけで、公認会計士法の改正を実効性有らしめるために、我々がきちっと仕事をするにより、溝を埋めることが出来ると考えたのです。」

——財務情報の信頼性に関しては、一義的には個々の企業や公認会計士のところでしっかりとやっただき、それを協会ですっかりレビューをして、自主規制機関として役割を果たしていく。その中で、会長が冒頭に仰いましたけれども、審査会はそういった活動がある意味支援すると、モニタリングを通じて支援を行いつつ公共的な役割を果たしていくと、そういう理解でよろしいのですか。

「会計検査院の院長時代のことですが、会計検査院は国の会計について検査をします。ここでも立入検査という言葉が出てきます。そこで不適切な事態、違法な事態を摘発するのが会計検査院の任務だということを散々言われました。

しかし、本当にそうなのかと疑問があり、各国の検査院の院長と色々話をしました。そこで次のことを知りました。現在の社会における国の役割というのが変わってきている。国の役割は、国民に対して公共サービスを提供することである。公共サービスのコストをいかに引き下げるかまた、質をいかに高めるかということが緊急の課題である。

規制緩和の問題もその一環として捉えられる。規制緩和をして民間に任せの方がサービスの質が良く、コストが安くなればそちらの方に移し





ていくことになるわけです。

このように考えてみると、基本的には国の機関が行っていることは、公共サービスの提供である。従って、我々のモニタリングも監査業務の質と信頼性を高めるために我々が支援をしていくということが基礎にある。その基礎の上で制度を変えなければならない場合は制度を変えるし、協会に対して改善をしてもらわなければならないところは、行政上の処分できちっと改善してもらおう。基本は、国民及び企業に対する支援という視点を持っていなければいけないということで、あらゆる機会を通じてこのことを言っています。」



——会計検査院長当時のご経験を踏まえて、公認会計士・監査審査会の業務で何か活かしていきたいと思います。いかがですか。

「具体的にどこをどうという事ではないのですが、民間から国の機関に入りまして、そしてトップの方で5年間色々経験をさせていただきました。行政というものはどういうものであるとか、国の機関というのはどういうふう動くのかとか、民間あるいは大学では出来ない様々な経験をさせてもらいました。そういう経験を、我々の業務が本当に本来の目的、制度の趣旨を実現していくように活用していきたいと思っております。」

——財務情報の信頼性ですとか監査制度の信任の向上、これは国際的に見ても非常に重要な課題となっております。この点につきまして、この審査会の役割はどのようなものだとお考えでしょうか。また関連して、各国の監督機関との連携といったようなことはご検討されているのでしょうか。

「ご承知のように企業は国境を超えて国際的に事業活動を展開しています。また、一国の制度も各国と非常に密接な関連性を持っています。一国だけでどうのこうのという時代ではなくなってきています。そういう点で考えますと、企業の財務情報の公正性、信頼性、中立性は、世界的に要請されている事柄であって、これは世界的な規模で達成していかなければいけない問題だと思います。世界的なレベルでこの問題を考えると同時に、それぞれ各国の、我々と類似した制度・機関との連携を取りながら、国際的な規模で監査の信頼性、ひいては企業の財務情報の信頼性の確保に努めていかなければなりません。そういう意味では、各国の組織の長と、どういう認識を持っているのか、それぞれの国でどういう問題が生じているのか、どういう対処の仕方をしているのかについて、忌憚のない意見交換をし、お互いに協力し合ってやっていきたいと思っております。できれば一国の制度を他国に押し付けるという形ではなくて、お互いに協力して監査の信頼性及び公正性の確保を実現していきたいと考えています。

例えば、我々のモニタリングというやり方は「生ぬるいよ」という言い方を、多分直接に監査法人等を規制するところからすれば言うと思います。しかし、日本という一つの場を考えた場合には、これは実効性の確保としては強制よりもはるかに強い形で機能するというとも言えると思うのです。

ですから、そういうことをお互いに意見交換することによって相互理解を深めていく。そしてそれぞれの機関が本来の機能をきちっと果たしていければ、その結果はマーケットに表れてくるわけです。証券市場であるとか、或いは資金調達市場であるとか。そういうところでは明確に反応すると思うのですね。お互いに努力及び協力して、市場の評価を受けるということで良いのではないかと考えております。」

——次に、試験制度についてお伺いしたいと思っておりますが、平成18年の1月から大幅に制度が変わるということでございます。実際に試験を実施する審査会としてのお考えをお伺いします。

「先程触れましたが、現在の試験制度が社会の実態に合わなくなってきていると言って良いと思います。これだけ監査に対するニーズが社会的に大きくなっていて、なおかつ財務情報の信頼性、公正性の確保ということが大きな課題になってきています。これは公認会計士となっ





て監査業務に当たるだけでなく、企業の中に公認会計士としての知識を持った人、試験に合格したけれども公認会計士としての登録をしない人達が、色々な分野に進出していて良いと思うのです。また色々な分野の人達が、その必要性或いは社会的ニーズをキャッチして、この試験に挑戦してくる、色々な窓口から受験してくるということが社会のニーズに合致するのだらうと考えます。そういう意味で今回の試験制度の改正もなされたと思います。

問題は、これを実施して、その効果を挙げることだと思うのです。折角改革したにもかかわらず、今までとほとんど変わらないということであつたら意味がありません。我々は、新しい試験制度が本来の目的、趣旨に適った形で実施されていくこと、そして試験に合格した人達が社会の各方面に進出することを期待し、そういう成果が実現されるよう運営していきたいと思ひます。」

——最後になりますが、プロではない一般の個人投資家の方々にとつても財務情報の信頼性は非常に大きな話だと思います。それに関連して、何か会長からお話をいただけないでしょうか。

「投資家とか、株主とか、そういう形がよく言われますが、今のように個人投資家が増えてきているというのは、個人株主が増えているということでもあるのです。また企業と取引をするという場合に、もちろん企業間取引があるわけですが、最終的に消費する、或いはサービスを使用するのは、国民・消費者であるわけです。そういう点から言いますと、やはり財務情報の信頼性、公正性の確保というのは、国民及び消費者という視点で見ると考えます。とかく業界用語で株主とか、投資家というように言われると、一般国民とは違う立場のプロの人達というイメージになるのですけれども、どうもそうではないのではないかとというのが私の基本的な認識です。投資家とか株主というよりは、国民及び消費者という視点で見ると考えます。それから企業も実は社会的な存在で、我々生きた人間と同じように社会の中で社会生活を営んでいるわけですから、健全な財務に基づいて健全な企業行動をしてくれることを期待しているわけです。我々の仲間としての企業も、我々の一員として適正な行動をしてもらうため

には信頼性と公正性を有する財務情報を社会に公開するのは不可欠だと思うのです。

一方で、監査という観点で考えると、監査はトータルに、ある組織の財務状況を判断する。これは容易でないことです。そうしますと、ある適切な方法を使ってそれを見るわけです。企業の持つ色々なリスクを測定して、どういう監査をしていくか。それによって企業をトータルとして評価できるという前提を立てるわけです。監査をする側から言うと、これに従ってやれば自分たちの責任は回避されることとなります。

ところが、実際には全部を見るわけではないのですから、どこか監査の手が伸びなかったところで不当な事態が発生していたとか、或いは非常に簡単に見過ぎてしまったところで大きな評価の間違いが出てきたということが起きる可能性があります。その時に、形式的にはマニュアル通りに監査をしたのだから自分には責任はないということが、一方でありうると思うのです。

監査をする立場からのアプローチの仕方と先程の国民という視点から見た場合のアプローチというのは、もちろん一致しているところもありますが、ずれているところもあると思うのです。本来一致するのが一番望ましいのだと思ひます。

我々は、やはり国民という視点に立って、監査をするサイドからの見方に対して別の光を当てて見ます。そうすると、そこにはやはり監査の手法や品質の管理方法を改善してもらうことによって、国民的視点から見たときの満足度というものが達成されるころがあると思ひます。同じ視点から見ているのでは、屋上屋を架すことになり、それでは不足分を補うということだけになってしまいます。それでは十分ではないと思ひます。その点で、我々は監査の当事者或いは被監査組織とは違った立場、国民という立場からモニタリングをして、違った光を当てることによって浮かび上がってくる問題を向こう側に投げかけて、改善してもらうということをしてみたいと思ひています。」

——本日はどうもありがとうございました。

※ 公認会計士・監査審査会の業務や議事要旨、公認会計士試験の受験案内等については、[公認会計士・監査審査会のホームページ](#)にアクセスしてください。



# 保険学を研究しておもうこと

金融庁総務企画局政策課  
金融研究研修センター 特別研究員

宮 地 朋 果

### 1. 保険学の魅力

現在、公私の役割分担ならびに経済政策的観点から、保険学およびリスク・マネジメントの領域を中心に研究しています。「保険学」は間口の広い学問で、法学、経済学、経営学、会計学、商学、統計学、社会学、工学、医学など様々な分野からのアプローチが可能であり、また各学問領域が相互に関連しあっています。この学際性が「保険学」の難しさであるとともに、一番の魅力ではないかと思えます。また、「保険学」はひとつの確立した学問領域であると同時に、極めて実学的要素の大きなものでもあります。「保険学」の持つこのような性格に照らして、いやしくも研究者を志す者としての役割を考えることがあります。近年、保険業界や保険商品を取りまく変化の大きさや早さは著しく、刻々と変わりつつある状況を即時につかみ対応策を考えるという点においては、実務に携わる方々に優位性があると思われまます。それでは、学問の世界に身を置く者の役割なり存在理由とは何であるかと時に自問し考えるのは、眼前の利益やしがらみにとらわれることなく、複眼的かつ長期的にあるべき方向性を検討できるという立場にあるということです。ただし、研究者としての幅広い知識に裏付けされた深い洞察力があつてこそその話であり、その点に関しては自責の念に駆られます。

### 2. 金融研究センターの日々

2003年9月から2004年5月現在まで、金融研究研修センターで特別研究員として活動していますが、目下、筆者がセンター内で取り組んでいるのは、保険関連業務に新たに携わる金融庁職員のための研修資料の作成です。大学卒業後、院に進み、大学の外の世界にあまり触れることがない毎日でしたので、第一線で働く方々を間近で見られる機会に恵まれることは新鮮な喜びであり、また、研修資料作成の作業を進めるなかで、一般消費者の関心のあり方と監督庁における関心のあり方、学会におけるそれとの違いにも触れ、新たな視点に立った考察をするヒントを得ているようにも思います。

### 3. 研究内容の紹介

つづいて、今まで取り組んできた研究内容についてお話したいと思います。筆者は遺伝子検査と生命保険業をめぐる諸問題について検討してきましたが、「保険会社等による遺伝子検査結果の利用は是か非か」というテーマは、極めてセンシティブで新しい課題であり、学際的な性格を持っています。わが国では、研究がまだ十分には進んでいない分野であり、なかでも保険学という学問領域からの考察はあまり多くありません。しかし、遺伝子検査と生命保険業をめぐる問題は、決して新奇なものではなく、民間生命保険業の役割とは何か、またその限界とは何かという、保険学における伝統的かつ本質的な問題に帰着するのであり、その意味からも重要な研究対象となり得ると思われまます。また、遺伝子検査と生命保険業をめぐる問題は、日本において欧米ほどは議論されてきませんでした。近年、日本保険学会の大会シンポジウムやマス・メディアにおいて取り上げられるなど、人びとの関心が高まってきていると言えます。

このような問題意識の下で、ヒトゲノム解読など分子生物学、医学等における研究および技術の発展により、生命保険業の危険選択にどのような影響が生じることが予想されるかを考察し、また、昨今の遺伝子検査結果の扱いを中心として、諸外国の生命保険業の危険選択においていかなる動向がみ



られるかについても検討しています。更に、この問題の延長線上にある公私の役割分担のあり方についても考察をはじめたところです。次節以降で、研究内容の概略をご紹介しますと思います。

#### 4. 生命保険業における危険選択

生命保険業における危険選択は、個々の申込者や被保険者について、健康状況などにに基づき、そのリスクが引受可能か否かを判断するものです。近代生命保険業が18世紀にイギリスで誕生して以来、危険選択は逆選択の防止を目的として実施されており、19世紀以降、医師による診査が導入されました。保険業における逆選択は、「一般に保険の仕組では危険度の高い者ほど受益の機会が多く、同じ条件で契約ができれば利益が大きいため、意識的あるいは無意識的に保険加入が高い<sup>1)</sup>」という傾向がみられることを指します。

日本では現在、医的選択は健康状態の告知を中心に行われ、大きく「医師扱い」、「面接士扱い」、「告知書扱い」の3種類に分類されています。また、契約者と被保険者は、保険契約の際に正しく告知することが義務付けられています。

生命保険業における危険選択は、保険制度が適正に機能するように、保険契約者間の公平性を図る重要な役割を担っていますが、リスクをどこまで細分化することが効率的であるかや、保険数理的には合理的な区別であっても、社会通念上ならびに人道上の問題が発生することがあるなど、そのあり方をめぐっては多くの議論が生じています。危険選択における区別は、保険数理的な基礎に加えて、人々の価値観や社会環境の変化、慣習、文化、国民性など、様々な要因によって、決定されるものであると言えます。また、あまりにも厳格な審査基準や手続きを求めることは、費用対効果および他社との競争の面からもマイナスと考えられます。

#### 5. 遺伝子検査と生命保険業をめぐる現況

費用・精度両面の制約のために、遺伝子検査は現在、臨床医学における一般的な検査ではありません。遺伝子検査により、信頼性に足る診断を行うことが可能な疾患の多くは、日本では罹患率の低い単一遺伝子病であるため、遺伝子検査の利用可否が保険計理に与える影響も現時点では大きくありません。また保険・共済などの加入申込に際して、遺伝子検査を受けることを強制する動きは、今のところ全世界的にありません。したがって問題となるのは、保険会社等が、既に受診された検査結果を知る権利を持つか否かということです。

遺伝子検査をめぐり、保険会社と消費者はそれぞれ多くの懸念(表1)を抱えているとされますが、それらは大きく2つに分類できます。すなわち、保険加入、雇用、婚姻といった様々な場面で表面化するおそれのある遺伝子差別(genetic discrimination)の問題と、保険経営・保険数理に関する問題です。後者でまず挙げられるのが、逆選択の影響です。

表1 保険会社と消費者の懸念事項

保 險 会 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逆選択(adverse selection)</li> <li>・他社との競争</li> <li>・不必要な差別の回避</li> <li>・世論への対応</li> <li>・法制化の回避</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー</li> <li>・情報の秘匿性、データ悪用に関する懸念</li> <li>・雇用・婚姻・保険における遺伝子差別(genetic discrimination)</li> <li>・差別を恐れ、遺伝子検査を受けないために、予防・治療の機会を失うこと</li> <li>・低リスクとわかった場合には、保険を安く入手することを希望</li> </ul>

出所：Ernst-Perer Fischer and Kerstin Berberich (1999) Impact of Modern

Genetics on Life Insurance, Publications of the Cologne Re.p.85.に加筆。

遺伝子検査により、発病リスクが高いことを知った人には、新たな保険への加入や高額な保険金額へのインセンティブが働きます。法律の規制などにより情報の非対称性が顕著な場合、適正な危険選択ができず、高リスク者が低料率に位置づけられるおそれがあります。その影響が極端な場合には、





保険金請求の増加や料率の引上げにより、保険市場から多くの低リスク者が流出し、制度が十分に機能しなくなることも考えられます。

このようなリスクに対しては、(1)新契約時に適切な危険選択を行い、逆選択などの可能性が高い契約を排除する、(2)がん保険、医療保険、就業不能保険、介護保険等に対して、生保会社などが設けている待ち期間 (waiting period) のような仕組みを採り入れるなどの対応が挙げられます。

ただし現在、遺伝子検査は臨床医学における一般的な検査ではないため、遺伝子検査をめぐる逆選択の存在を示すデータはほとんどありません。また、低リスク者が保険加入を控えたり、解約するという根拠もありません。そのため、逆選択の問題は、保険経営・保険数理といった実務的観点から考察するのではなく、高リスク者と低リスク者の間の公平性を問う理論的なものになっています。

## 6. 遺伝子検査は特殊であるか

遺伝子検査 (genetic testing) には一般的な定義がなく、狭義では、「直接的な DNA テスト」を指します。広義に解釈すれば、身長、体重、コレステロール値、血糖値、血圧など医的選択における伝統的な検査項目や、家族歴・既往症の聴聞まで含まれます。米国の国立ヒトゲノム研究所が 1993 年に発行した報告書によると、「原則としての遺伝性疾患・非遺伝性疾患、遺伝情報・非遺伝情報との区別はますます困難になる」といいます。

昨今、主に生命倫理の観点から、遺伝子検査結果を危険選択に用いることに反対する動きが出ていますが、ここでの「遺伝子検査」が何を指すのかに注意しなくてはならないと思われます。なぜなら、遺伝子検査の定義が広義でとらえられる場合、遺伝子検査結果の利用禁止は、保険会社等が伝統的に行ってきた医的選択の遂行に制限を加えるものになるからです。実際、欧米では現在、日本と異なり医的選択において家族歴が一般的な質問項目となっていますが、近年その利用を疑問視する動きが顕著になってきています。

このように遺伝子検査の定義を広義のものと考え、遺伝子検査と生命保険業をめぐる問題を遺伝子検査のみならず家族歴などの扱いをも含む広範な議論へと拡張します。したがって、遺伝子検査と生命保険業の問題を考える際には、遺伝子検査および遺伝情報が他の医的検査や情報と比して特殊であるか否かを問うことが重要となってくると言えます。

遺伝子検査が真に特殊であるとみなされるならば、生保会社等が遺伝子検査結果を危険選択に利用することには、大きな制約が課されるべきでしょう。しかし、遺伝子検査ならびに遺伝情報の特殊性については、医師など専門家の間でも意見が分かれるところとなっています。

一般的に遺伝子検査・遺伝情報が特殊とされる理由は、その影響が本人だけではなく広く血縁者に及ぶということです。これにより自己決定権を侵害される恐れや、優生思想が助長される危険性が指摘されています。また、遺伝情報は一生変わらない固定情報であるということも重要です。そのため、雇用・婚姻・保険加入などの様々な場面で、一生にわたる差別を受けるおそれがあります。更に、現在は症状としてあらわれていないリスクの把握も可能であり、特に予防法・治療法のない疾患の高リスク者は、多大なストレスや不安を抱えて、後の人生を過ごすことになるかもしれません。

遺伝子検査結果を危険選択に利用することに反対する意見は、主に以下の3つが考えられます。

- (1) 遺伝子検査が及ぼす影響の深刻さ、範囲、期間等から、その情報保護の必要性が高い。
- (2) 従来、生命保険業は遺伝子検査を危険選択に利用せずに運営されてきたし、料率算定に用いる数理的基礎にも、既に遺伝性疾患は反映されている。
- (3) 遺伝子は自ら選択できない。また、たとえ「健常者」であっても、誰も皆、異常遺伝子を隠し持っている。

一方、遺伝子検査結果を危険選択に利用することに賛成する意見としては、以下の2つが挙げられます。

- (1) 遺伝子検査によって明らかになる情報は、家族歴や他の医的検査結果によっても、いくらかは予測可能である。また、すべての医的検査はある程度、遺伝学的影響を検出できる<sup>11)</sup>。
- (2) 自ら選択できないのは、遺伝的素因に基づいた疾患に限らず、先天的心臓疾患なども同様であるため、それらの患者との公平性という観点からみて、遺伝子検査のみを特殊と考える根拠は無い。





日本では現在、生命保険業の危険選択における遺伝子検査結果の利用に対して、反対の声が圧倒的であるように思われます。カウンセリング体制や経済的な救済制度の不足、プライバシーや差別など問題が山積しているため、社会的な合意や理解が得られないからです。保険会社等にとっても、費用対効果からみて遺伝子検査を危険選択に導入することは、少なくとも現時点においては望ましくないと考えられます。

また、保険会社等の保険数理・保険経営における判断と一般消費者との認識の間に乖離が生じる可能性についても考える必要があると思われます。以下に、その背景となる要因を挙げていきます。

- (1) 保険におけるリスク分類は、いかに細分化しようとも、あくまでも確率に基礎をおくものであり、ある個人に対する正確かつ詳細な予測は不可能である。それゆえ、保険制度は、おのずと限界や不合理性を含有する。
- (2) リスクを細分化しても、保険料の負担には内部補助<sup>iii</sup>の形態をとる、ある程度の不公平が存在する。不公平はどこまで許容されるか。個人の利害と集団の利害の調整をいかにするべきかという問題が生じてくる。
- (3) リスク分類については、その根拠や合理性が問われる。統計的に明らかな差異が認められたとしても、それが社会から容認されるか否かは別の問題である。つまり、企業の営利性や経済的合理性と倫理との相克関係がみられる。
- (4) 保険会社は、保険申込者から多くの情報を得ることを望むが、危険選択の詳細を教えようとはしないという指摘がある。また、日本においては、告知を必要とする事項に関して、法的な規定がなく保険会社各社の判断に任されている。このことが、消費者保護を目的とする規制、および独立した第三者機関設立の必要性を説明する根拠になる。

## 7. おわりに

広辞苑第5版によると、「差別」とは、(1)差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと。(2)区別すること。けじめ、とあります。

危険選択における「区別」と「差別」は表裏一体で、その境界線は、保険数理だけではなく、時代や社会環境、国民性や文化、慣習、人びとの価値観や保険制度への理解度・許容度といった、様々な要因によって変遷します。したがって、現在は「差別」とされ、危険選択に用いられていない遺伝子検査結果を利用すること、あるいは保険の加入申込時に検査を受けるよう要請することが、合理的かつ妥当な「区別」とされる可能性も出てくるかもしれません。このことは、危険選択における家族歴、H I V抗体検査、喫煙の有無等の扱いかたの変遷を鑑みれば、おのずと明らかでしょう。ただし、保険数理的には公平で合理的な区別と評されても、社会的見地および倫理的側面からみて、受け入れることができるか否かという問題が常に生じてくるとされます<sup>iv</sup>。

本研究における問題意識は、より正確な危険度情報を保険会社が入手することの功罪をとりあげることを通じて、民間生命保険の限界を考えようとするものです。民間生保会社等は高リスク者をもとりこむ形で保障の拡大をめざすべきか、あるいは保険原理を前面に押し出して、リスク細分化をはかるべきか。極論ではありますが、保険成立の要件とされる損害の偶然性がなくなった場合、それは本当に「保険」と呼ぶことができるのかといったことも考える必要があるでしょう。また、この研究の背景には、企業の営利性と倫理とは共存しうるか、あるいは二律背反かという別の大きなテーマがあり、経営倫理の枠組みで考察することもできると思われます。

遺伝子検査と生命保険業をめぐる諸問題は、自然科学と社会科学の接点に位置する極めて重要な課題であり、遺伝子をめぐる様々な倫理的、法的、社会的問題が喚起されている現在、しかるべき方向性の検討が求められていると言えます。

(文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)

## 参考文献

<sup>i</sup> 生命保険新実務講座編集委員会・財団法人生命保険文化研究所編著(1990)『生命保険新実務講座 第1巻』、有斐閣、p. 57。



- ii アヒム・レーゲナウアー, ヨエルク・シュミットケ (1998) 『遺伝子学 21 世紀の医学の為の基礎 遺伝子・疾病・遺伝子検査の基礎』, ミュンヘン再保険出版部, p.45.
- iii 堀田一吉(2000) 「民間保険における内部補助の有効性と限界」『文研論集』第 130 号。
- iv Onora O' Neil, “Genetic information and insurance : some ethical issues” , *Philosophical Transactions : Biological Science*, Volume352, 1997, pp.1087-1093.

※ 金融研究研修センターは、平成 13 年 7 月、金融庁における「研究と研修の効果的な連携」を目的として発足し、金融理論・金融技術等に関する研究を通じて専門的な知識を蓄積しつつ、それを活かした研修等により不断に職員のレベルアップを図っていくための活動を行っています。センターの概要や活動内容等については、ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>) をご覧ください。



## 【ピックアップ：中小企業金融】

### 「北陸リレーションシップバンキングシンポジウム」の開催について (北陸財務局)

北陸財務局では、去る4月8日(木)、KKRホテル金沢において、「北陸リレーションシップバンキングシンポジウム」を日本政策投資銀行北陸支店と共催しました。

当日は、中小企業経営者、金融機関関係者など約200名が参加する中、堀内中央大学総合政策学部教授と金融庁総務企画局木下参事官による基調講演及びパネルディスカッションが行われました。



第1部の基調講演においては、堀内教授より「金融機能の再生とリレーションシップバンキング」と題した講演があり、その中で「日本の実体経済、及びリレーションシップバンキングの意味と今後その機能がどのような形で求められていくか」という点についての話がありました。

続いて、木下参事官より「地域金融を巡る取り組みについて」と題した講演があり、その中で「中小企業金融に関する情報交換、中小企業の実態に即した検査の確保、リレーションシップバンキングの機能強化、及び産業金融機能強化策」について話がありました。

第2部においては、「北陸企業の体質強化と地域金融の果たす役割」をテーマとして、コーディネーターである西村北陸財務局長の進行により、中小企業経営者、経営コンサルタント、企業再生関係者、日本政策投資銀行、堀内教授、及び木下参事官の6名によるパネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションでは、

- ・ 人、モノ、金はないが、やる気と知恵を出せる潜在能力のある企業を応援するような仕組みを作って欲しい。(中小企業経営者)
- ・ 金融機関は、創業当時はなかなか融資してくれないが、利益が出るようになると、今は資金が不要だといっても借りてくれと来る。貸し渋り・貸し剥がしではなく、押し貸しである。(経営コンサルタント)
- ・ 1年前と違い、現在では全国的に地域再生ファンドの話は理解されており、この意識改革はリレーションシップバンキングのアクションプログラムの成果の賜物である。(企業再生関係者)
- ・ 北陸3県すべての銀行と業務協力協定を締結し、地域金融のサポートに取り組んでいる。例えば、銀行と協力して、非常に技術力の高い企業の発行する社債を当行が100%保証し、信金中金と連携して、最終的には社債を地元で購入して貰うなど、地元のお金を地元に戻すといった第1号のスキームを北陸で作る、全国的に注目されている。(日本政策投資銀行)

など、中小企業金融や地域再生ファンドの現状等について、プレゼンテーションがありました。

堀内教授からは、「企業再生のために重要なのは情報である。企業がどの程度再生する可能性があるのか、経営者がどの程度の意欲と能力をもっているかを見極めることが出来る第1候補は銀行である。」との発言や「リレーションシップバンキングの機能強化は、企業経営にコミットするので、DCF法などを用いた検査監督とは矛盾する。」という発言がありました。



続いて、木下参事官からは「金融機関は、雨が降ったら傘を外し、晴れてくると傘を貸すということが言われている。金融機関は取引先に対してタイムリーに的確な情報発信をすることが重要である。また、企業経営へのコミットに関しては、銀行と証券の連携が重要である。」との発言がありました。

続いて、パネリスト間で、北陸地域は石川県をはじめ大温泉があり、温泉地の活性化が課題の一つという地域特性を踏まえ「再生ファンドを活用した温泉業の再生」、「金融機関の能力の活用」という観点から意見交換が行われ、この中で、

- ・ 温泉地の再生は簡単なものではなく、泥臭い一つ一つの積み上げであり、そうした積み上げがコスト削減等に結びついていくもの。小規模な温泉旅館の場合は、売上規模が小さいので、金融機関にとっては、手間がかかるがリターンが小さいという意味でなかなか成功しないのではないか。(企業再生関係者)
- ・ 金融機関は、データベースの宝庫である。それを活用し、あるビジネスとあるビジネスをマッチングさせるということを推進して欲しい。(経営コンサルタント)
- ・ 中小企業は、大企業では当たり前に行われている方針管理・目標管理などが人材不足ということもあり出来ていない。潜在的に業績が上がる企業はたくさんあるが、これらを生かす手法が分かっていない。かといって、コンサルタントを雇うだけの元手もないのが現状である。銀行はそういう指導が出来る人材がいるので積極的に支援して欲しい。(中小企業経営者)

などの意見が出されました。





## 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関する アンケート調査結果について

昨年3月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を平成15年度から実施する。その結果を公表し金融機関全体の利用者の利便の向上を促すとともに、同時に行政においても活用する」こととされていました。

これを受け、平成16年2月から3月にかけて全国の財務局において、中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査を実施しました。

具体的には、中小・地域金融機関の利用者である商工関係者、消費者等のほか、商工会議所等の経営指導員（中小企業診断士等）計736名に対し、中小企業金融の再生、地域貢献、預金者へのサービスについて5段階により評価していただくとともに、今後、中小・地域金融機関に特に何を期待するか（複数回答可）について調査しました。

調査の結果、リレーションシップバンキングのアクションプログラムが公表されて以降、1年足らずの調査実施段階において、調査項目によって違いはあるものの、すべての項目について調査対象者から一定程度（2割弱～4割弱程度）の積極的な評価が得られています。他方、全体としてみれば、依然として積極的な評価に比べて消極的な評価（例えば、「あまり進んでいない」及び「全く進んでいない」の合計）の比率が高いという状況にあり、引き続きリレーションシップバンキングの機能強化計画を着実に実施することにより、積極的な評価の割合が高まっていくことが期待されます。

金融庁としては、今回の調査結果も参考にしながら、引き続き中小・地域金融機関の機能強化計画の実施状況のフォローアップに努めることにより、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図って参りたいと考えています。

※ アンケート調査の結果について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果の公表について」（平成16年4月27日）](#)にアクセスしてください。



## 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について

### 1. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」とは

金融庁では、中小企業等への金融の円滑化に向けた取組みの一環として、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」）を開設しています。これは、中小企業が、金融検査マニュアルなどを理由に金融機関から不当な扱いを受けた場合等に、金融庁等に直接通報できるように、ファックスや電子メールの受付窓口を設けたものです。

### 2. ホットラインに寄せられた情報の受付と活用の状況（平成16年3月末現在）

#### (1) 受付状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付・活用状況については、四半期毎に公表することとしており、平成16年4月23日に第5回目の公表を行いました。平成14年10月の開設以降平成16年3月31日までに受け付けた情報の累積件数は1,380件となっています。受付状況の詳細は別表を参照してください。

※ 過去4回の公表内容については、それぞれ金融庁ホームページの「報道発表など」から [「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成15年4月21日）、[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成15年7月29日）、[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成15年10月24日）、[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成16年1月30日）にアクセスしてください。

#### (2) 活用状況

① 金融機関全般に関する活用としては、貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報を参考に、昨年7月、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を制定しました。

また、昨年8月に策定した「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」に基づき、今事務年度（平成15年7月～平成16年6月）の検査においては、特に借り手企業に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行っています。

更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請しています。

(参考) こうした取組に加え、本年2月に改訂した「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」においては、金融機関と借り手企業との間の密度の高いコミュニケーションを通じた経営実態の把握状況等を検査において勘案することとしています。

② 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

(i) 受け付けた情報については、監督において、四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。これらの情報のうち、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、臨機に、事実確認等のヒアリングを実施しています。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしています。

(ii) 検査においては、検査を実施する金融機関に関し、検査時まで受け付けた全ての情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。



なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第24条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしています。

- ③ 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。
- (i) 昨年10月1日から12月31日までに受け付けた情報については、監督において、これを基に49金融機関に対してヒアリングを行いました。  
また、そのうち監督上確認が必要と認められた3金融機関に対して、報告を徴求しました。
- (ii) 昨年10月1日から12月31日までに着手した検査においては、20金融機関の検査に際し、検査時まで寄せられた情報等を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行いました。
- ④ なお、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催しています。

(別表)

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付状況  
(平成16年1月1日から3月31日までの受付分)

(参考)

【受付件数】	1月1日から3月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
	116	1,380

(注) 1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、受付件数と下表二表の内訳の合計とは一致しない。

【業態別内訳 (情報提供者の主張に基づく分類)】

	1月1日から3月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
主要行	36	439
地方銀行・第二地方銀行	37	405
信用金庫・信用組合	4	177
政府系金融機関	23	157
その他	30	294

【類型別内訳 (情報提供者の主張に基づく分類)】

	1月1日から3月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
新規融資拒否として情報提供されたもの	44	400
更改拒絶として情報提供されたもの	2	90
返済要求として情報提供されたもの	24	308
担保売却として情報提供されたもの	9	109
債権売却として情報提供されたもの	5	42
金利引上げとして情報提供されたもの	4	91
追加担保要求として情報提供されたもの	4	75
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	1	20
強引な経営関与として情報提供されたもの	0	13
その他として情報提供されたもの	50	656

※「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の要領について、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーから[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」](#)にアクセスしてください。



## 【集中連載】

# 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について

(最終回：「DDSの取扱い」)

アクセスFSA第14号から続く金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂についての集中連載も、今回の第5回目で最終回となります。

今回の金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂にあたっては、約50先(約250件)のパブリック・コメント(ご意見)が寄せられました。

主なご意見としては、1. 具体的な取扱いの明確化、2. 適用範囲の拡大(主にDDSの取扱い)、3. 改訂された別冊の周知徹底等がありました。このうち、1. については第4回目のキャッシュフローの明確化の際に記載しているところであり、今回は主に2. DDSの取扱いについて記載します。

### ○ DDSの取扱いに関する適用範囲の拡大

DDSの取扱いについては、約40件のご意見をいただき、その多くが取扱いに関する範囲等に関するものでした。

#### 1. 対象者の拡大

今回、改訂を行った別冊においては、その対象者を「中小企業基本法に規定する中小企業者及びこれに準じる医療法人等」としていますが、この対象範囲を大企業・中堅企業にも広げるべきであるとの意見をいただきました。

しかしながら、DDSの検査上の取扱いを明確にした背景は、中小企業は総じて自己資本が過小であり、融資の一部が資本金的性格となっているなど、我が国特有の中小企業に対する融資の特性に着目したものであり、多様な資本調達が可能で大企業・中堅企業をその対象とすることは、制度の背景からいっても適当ではないことから、対象範囲は、原案どおり「中小企業基本法に規定する中小企業者及びこれに準じる医療法人等」としています。

#### 2. 対象債権の拡大

今回、改訂を行った別冊においては、その対象債権を「要注意先債権(要管理先への債権を含む)」としていますが、この対象範囲を破綻懸念先以下についても広げるべきであるとの意見をいただきました。

しかしながら、資本金の劣後ローンの債務者側の会計実務が未だ発展途上にあり、高い引当率を要求される破綻懸念先以下の債権についてDDSを実行することは、金融機関の経営に少なからず影響を与える可能性があることを考慮するとともに、要注意先という早期の段階で金融機関が中小企業の再生に向けた取組みに資することを期待した結果、対象範囲は、原案どおり「要注意先債権(要管理先への債権を含む)」としています。

#### 3. 資本金の劣後ローンの返済

今回、改訂を行った別冊においては、資本金の劣後ローンの返済については、「資本金の劣後ローンへの転換時に存在する他の全ての債権及び計画に新たに発生することが予定されている貸出債権が完済された後に償還を開始する」としていますが、この償還開始時期について、早期の償還が可能とするべきであるとの意見をいただきました。

資本金の劣後ローンは、資本金の性格を帯びた債権であるからこそ、資産査定上は資本として取り扱っています。よって、通常時の返済劣後性を無制限に広げることはできません。しかしながら、多様化する資本商品の中には、償還株式のように償還を定めたものもあり、償還が全ての債権に劣後する取扱いは、DDSの利用弊害にも繋がりにかぬないので、ご意見を踏まえて、償還について、次のとおり決めました。





「経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローンを資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。」

## ○ おわりに

2月より連載させていただいた、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂については、当初より判り易く解説することを目標に記載しておりましたが、やや技術的な面を強調し、判りにくい点もあったと思いますが、お許しください。

なお、パブリック・コメントのご意見にもありましたように、作成した別冊を「検査官、金融機関、中小企業者の方々」に周知徹底していくことが、今後とも重要であり、研修・説明会などを随時実施し、その徹底に努めて参りたいと考えております。

- ※ 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の改訂に当たってお寄せいただいたご意見の概要やそれに対する考え方等について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂について」](#)（平成16年2月26日）にアクセスしてください。
- ※ 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」について、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーにある[「金融検査マニュアル別冊\(中小企業融資編\)」](#)や、アクセスFSA第14号から続く「集中連載：金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について」(第1回【改訂の背景】、第2回【「債務者との意思疎通」、「擬似エクイティへの対応」】、第3回【「運用の改善」、「検証ポイントの検討と事例の大幅な拡充(その1)」】、第4回【「検証ポイントの改訂と事例の大幅な拡充(その2)」及び「別冊以外の改訂部分」】)にアクセスしてください。
- ※ 金融検査については、アクセスFSA第10号の[「金融便利帳：金融検査」](#)で解説しておりますので、アクセスしてみてください。



## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 今般、新たに「大口与信管理態勢検査」を実施することが公表されましたが、「大口与信管理態勢検査」とはどのような検査でしょうか。また、その目的・意義について聞かせてください。**

A： 今般、新たに「大口与信管理態勢検査」を実施することといたしましたのでお知らせいたします。これは、今般の特別検査におきます再建計画の検証結果及びこれに続く銀行法 24 条に基づく報告に対するヒアリングを踏まえまして、大口与信管理態勢に問題があると認められた主要行を対象として行うものであります。

本検査においては、銀行による大口与信先の実態把握の状況、再建計画の策定・見直しへの銀行の関与の状況等に着眼しまして、大口与信管理態勢の観点から適切な対応が行われているか否か検証を行うこととしております。本検査は、あくまでも銀行の与信管理態勢の検証を行うものでありまして、特定の大口債務者そのものの処理や再建の在り方を直接方向づけるといった性格のものではありません。

(平成 16 年 4 月 27 日 (火) 竹中大臣記者会見抜粋)

これまでも申し上げていたと思いますけれども、我々としては資産査定をしっかりと行っていたということの一環として、再建計画の検証チームというのを作って、それを具体的にしっかりと今まで行ってきたわけでありまして。その延長として、再建計画をしっかりと検証していただくような、我々としては検証するわけですが、その大口与信先について、そうした管理態勢が整っているかどうかということを見ていくことは、「金融再生プログラム」の延長線上でやはり必要なことというふうに思っております。今回、不良債権問題が全体として目標に向かってしっかりと進捗していく中で、しかしやはり越えなければいけない最後の山というものもあるだろうと。そうした中での金融再生プログラムをしっかりと適用するという本来の趣旨から、今回の検査を行うことにしたという趣旨であります。

(平成 16 年 5 月 7 日 (金) 竹中大臣記者会見抜粋)

**Q： 先日、主要行に対する特別検査の結果が公表されました。今回で 3 回目となりますが、検査で特に力を入れた点はありますか？**

A： 特別検査を始める時に申し上げたと思いますけれども、大きく枠組みを変えているわけではありません。継続性に大変重要な意味があると思っておりますので、そうした意味では枠組みを変えているわけではありませんが、問題意識としては、やはりバランスシート調整、銀行の不良債権処理が最終段階の大変重要な局面を迎えているということでありまして、金融当局も努力するし、銀行にも努力していただきたい、そういう思いで行っております。

(平成 16 年 4 月 27 日 (火) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 平成 16 年 3 月期を対象とした特別検査の結果について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から「[特別検査の結果について](#)」(平成 16 年 4 月 27 日)をご覧ください。



**Q： りそな銀行に関する金融危機対応会議開催から1年が経ちました。この間を振り返って、当時の政策決定に対する評価を聞かせてください。**

A： 我々としては、法令に則って粛々と検査・監督の体制の中で、我々の責務を果たしてきたつもりであります。結果的に、それが日本の政策運営能力に対する前向きな姿勢を評価して頂く1つのきっかけにはなっていると私自身も思っています。

まだ、りそなそのものは再生の途上でありますから、これは正にご指摘のとおり1年になるわけでありますから、この間の成果も踏まえて、更にしっかりと対応して欲しいと思います。

(平成16年5月14日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ りそな銀行に対する資本増強の必要性の認定及び同行に対する資本増強の決定について、詳しくはアクセスFSA第7号の「トピックス」の[「りそな銀行に対する預金保険法第102条に基づく金融危機に対応するための措置\(資本増強\)の必要性の認定及び同行に対する資本増強の決定について」](#)にアクセスしてください。

**Q： 現在進められている構造改革の進展は、現在の景気動向にどの程度寄与していると考えていますか？**

A： これはもう何度も国会答弁等々でもさせていただいていますけれども、基本的には構造改革がフルに効果を発揮するには非常に長い時間がかかると思います。しかし、少なくとも不良債権が減少して、金融不安という言葉が消えて、金融の基盤が強くなって、それによって前向きの銀行の融資等々が見られたという意味で、金融面では不良債権処理を加速するという小泉改革の政策がやはり効果をあらわしているというふうに考えられると思います。

それと、企業部門が強くなっているということの背景には、これは内閣府が行った[構造改革レビュー](#)で、かなり数値的なことも含めて、精緻な分析を既になされておりますけれども、企業のM&A等々が画期的に増えていると、その背後には企業にかかる法制の整備、税制の連結納税等々の制度の整備がある。M&Aを行った企業は収益率が、そうではない企業に比べて圧倒的に高くなっている、そうした点の構造改革の効果があらわれつつある。いわゆる1円企業等の新しい起業に関しましても、制度利用が1万社であり、年間の通常ベースでの新規スタートアップが8万社から9万社ぐらいのベースでありますから、その意味ではその中で1万ぐらいが政策によって増えているというのは、やはりそこは効果があらわれつつあるということだと認識をしております。

繰り返しますが、フルに効果があらわれるには、かなりの時間が更にかかりますが、少なくとも今申し上げたような点については、構造改革が経済の活性化にかなり結びつきつつあるというふうに認識をしております。

(平成16年5月11日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)



## 【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「貸出債権の流動化」です。

### ➤ 貸出債権流動化の意義

日本の個人金融資産の半分以上は、現預金であるといわれるように、日本の資金は現預金に吸収される傾向があります。そのため、その裏返しである貸付金が流動性をもつことは、銀行間での信用リスク移転手法の充実につながり、我が国における国内資金の循環の円滑化に大きく寄与するものと考えられています（貸出債権市場協議会報告書 平成 15 年 3 月 全国銀行協会（以下、「全銀協」という。))。

例えば、既に金融機関が保有している既存の貸出債権を売却する段階（セカンダリー）においては、金融機関が貸出債権を売却することにより、金融機関の融資余力が生まれ、企業金融の円滑化にも資する等の意義があると考えられます。また、貸付を実行する段階（プライマリー）においては、企業が多額の資金を借入により調達したいにも関わらず、従前の取引金融機関だけではその資金ニーズに対応できない場合であっても、他の金融機関を募集し、これらと協調して一つの融資（シンジケート・ローン）を行うことにより、多額の資金を調達することが可能となります。

金融庁としても、こうした貸出債権流動化の意義を踏まえ、金融再生プログラム（14 年 10 月）において貸出債権取引市場の創設をうたうなど、貸出債権市場を活性化していくことは重要であると考えています。

### ➤ 現状

日本銀行では、2003 年 4 月より、四半期毎の貸出債権市場取引動向の統計をとり、これを公表しています。この統計によると、2003 年 4 月から 2004 年 3 月における貸出債権売買実績（ローン・パーティシペーションは除く）は、約 7.2 兆円、うち不良債権の売買実績は、約 4.1 兆円となっています。

また、シンジケート・ローンの組成実績は、約 19.0 兆円となっています。

近年、このような貸出債権市場取引が増加してきており、特に、セカンダリーにおける不良債権取引の増加が顕著であると言われていました。

（貸出債権市場取引動向の詳細については、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp/stat/zan/syn0403.htm>）をご参照ください。）

### ➤ セカンダリー取引増加の要因と金融庁の取組み

貸出債権市場取引（中でも不良債権取引）が増加している要因の一つとしては、企業再生ファンドの設立増加、民間投資家の新規参入の増加など不良債権取引参加者の多様化が挙げられます。金融庁としても、金融再生法の改正等による整理回収機構（RCC）の機能拡充等、取引参加者の多様化に資する方策のほか、オフバランス化につながる措置（信託等）や貸出条件緩和債権の開示基準、不良債権処理に係る基準を明確化する等、貸出債権市場活性化に向けた取組みを行ってきています。

更に、民間においても、金融庁からの要請をうけた全銀協が貸出債権市場協議会報告書を取りまとめ、貸出債権市場活性化のために必要な論点の洗い出しを行ったり（平成 15 年 3 月）、日本ローン債権市場協会（JSLA）において、貸出債権譲渡契約やシンジケート・ローン組成契約の雛形を作成するなど、貸出債権市場の活性化に向けた取組が進められています。

### ➤ 今後の課題

しかしながら、貸出債権市場が活性化するためには、未だいくつかの課題が残されていると言われています。

まず、貸出債権市場活性化のためには、取引実績や機会情報の集約・提供やデューディリジェンス（債権価値の精査）を基にした参考価格の提示などが重要であると言われています。最近、その環境





整備のために、民間における積極的な取組みが始められたところであり、今後の発展が期待されます。

更に、貸出債権の取引やシンジケート・ローンの組成においては、取引対象たる債権の価格評価や当該債務者に対する融資条件を決定するため、一定の情報が必要となります。ところが、金融機関は債務者に対して守秘義務を負っているため、いかなる条件のもとでどのような情報を開示することができるのか、その関係が曖昧であると言われていました。全銀協が会員行を対象に行ったアンケート（16年4月）によると、回答銀行の半数以上が、守秘義務と情報開示の関係が曖昧であることが貸出債権市場の発展の阻害要因となっていると回答しており、この問題が貸出債権市場活性化に向けた大きな課題であることが分かります。

この点につき、金融庁からの要請を受けて開催された全銀協の「[貸出債権市場における情報開示に関する研究会](#)」の報告書が本年4月に策定・公表され、一定の考え方（注）が提示されました。今後は、市場参加者が同報告書に示された考え方を参考に、具体的な取引事例を積み上げ、債務者企業も含めた共通認識や商慣習を確立し、健全な市場慣行を形成していくことが望まれます。

冒頭に述べましたように、金融庁としては、貸出債権市場活性化は重要な課題と考えております。今後ともこうした民間における取組みに協力していきたいと考えています。

（注） 研究会報告書においては、情報開示が認められる場合として、債務者企業の承諾がある場合等のほか、情報開示が必要かつ正当な理由を有する行為であること、情報開示により当該企業が経済的損害を被る予見可能性があること等としている。この場合、情報開示が認められるか否かは、①情報開示の目的、②開示する情報の内容、③債務者企業に及ぼす影響、④情報の開示先、⑤情報の管理体制の5つの要素を、具体的な場面に即して総合的に判断されるべきものとされている。



## 【お知らせ】

### ○ 登録貸金業者情報検索サービスの機能拡充について

1. 平成 15 年 5 月 29 日より、金融庁のホームページにおいて、全国の財務局・都道府県に登録されている貸金業者（16 年 3 月現在 財務局登録：約 840、都道府県登録：約 22,000）の登録内容を検索できるシステムの運用を開始したところですが、今般、その機能を拡充し、本日より運用を開始致しました。

(1) 貸金業者が広告等を行う際に使用する電話番号についても検索することができる機能を追加しました。

(2) 携帯電話から登録貸金業者の登録内容を検索することができる機能を追加しました。

携帯電話の検索結果画面では、i. 商号・名称、法人・個人の別、ii. 登録先、登録番号、iii. 代表者氏名、iv. 本店の所在地・郵便番号・電話番号、v. 広告等に使用する電話番号、の情報の全部又は一部が表示されます。

(注) 京都府に登録されている貸金業者の情報並びに東京都及び大阪府に登録されている貸金業者の広告等に使用する電話番号の情報は、現在のところ、本サービスには含まれておりません。

2. URLは次のとおりです。

登録貸金業者情報検索サービス	<a href="http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php">http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php</a>
i モード用	<a href="http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/i/">http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/i/</a>
Vodafone 用	<a href="http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/v/">http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/v/</a>
EZweb 用	<a href="http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/ez/">http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/ez/</a>

### ○ 金融庁ホームページの案内板として「トップページガイド」を設けました。

金融庁ホームページでは、トップページのコーナーについて、どこにどのような情報が掲載されているのかを分かりやすくご案内するための案内板として、「[トップページガイド](#)」を設けました。どうぞご利用ください。

### ○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【[竹中大臣に質問!](#)】、【[伊藤副大臣に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」あるいは「[副大臣に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが **100 字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から 1 問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣又は副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等をお申し込みいただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



## 【4月の主な報道発表等】

- 1日(木)
- ・ 公認会計士・監査審査会発足
  - ・ 「株式会社新銀行東京に対する監督上の対応について」の発出
  - ・ 外国証券取引所の端末設置の認可
  - ・ 外国金融先物取引所端末設置の認可
  - ・ 株式会社東京金融先物取引所に対する産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定
- 2日(金)
- ・ 中小・地域金融機関の主な経営指標のホームページへの掲載
  - ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案)の公表(パブリック・コメント)
- 6日(火)
- ・ 株式会社ほふりクリアリングに対する有価証券債務引受業の免許
  - ・ 企業会計審議会第二部会開催
- 13日(火)
- ・ 日本振興銀行株式会社に対する銀行業の免許
- 14日(水)
- ・ 金融庁における個人情報保護に関する取組みを公表
- 15日(木)
- ・ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係(確定拠出年金運営管理機関関係))の一部改正(案)に対するパブリック・コメント結果の公表
  - ・ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係(確定拠出年金運営管理機関関係))の一部改正
- 16日(金)
- ・ 公認会計士に対する懲戒処分
  - ・ 第16回金融審議会金融分科会第一部会開催
- 19日(月)
- ・ 日本の会計基準のPR用パンフレットの公表
- 23日(金)
- ・ 日興シティ信託銀行株式会社に対する行政処分
  - ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況の公表
  - ・ 「平成14年度政策評価結果への反映状況」の公表
  - ・ 第9回企業会計審議会企画調整部会開催
- 26日(月)
- ・ フロンティア・リート・マネジメント株式会社に対する投資法人資産運用業の認可
  - ・ 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメント結果の公表
  - ・ 事務ガイドライン(「金融監督にあたっての留意事項について(第二分冊:保険会社関係)」の一部改正
  - ・ 第8回金融審議会金融分科会特別部会開催
- 27日(火)
- ・ 特別検査の結果の公表
  - ・ 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果の公表
- 30日(金)
- ・ 証券取引法施行令の一部を改正する政令(案)の公表(パブリック・コメント)

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

